

会議名 第9回豊島区基本構想審議会

詳細 - 長期計画担当課 電話03 - 3981 - 1111 内線2181・2

附属機関又は 会議体の名称	豊島区基本構想審議会	
事務局（担当課）	政策経営部長長期計画担当課	
開催日時	平成15年7月7日（月）18：30～20：00	
開催場所	豊島区役所議員協議会室	
出席者	委員	森田朗（東京大学教授） 金井利之（東京大学助教授） 渋谷秀樹（立教大学教授） 恒吉僚子（東京大学助教授） 四阿知子（一般公募） 伊藤榮洪（教師） 三井菜摘（一般公募） 水島正彦（助役） 今村勝行（収入役） 二ノ宮富枝（教育長） 小林ひろみ（区議会議員） 木下広（区議会議員） 小林俊史（区議会議員） 本橋弘隆（区議会議員） 中田兵衛（区議会議員） 以上出席者15名（敬称略） 欠席者6名
	幹事	企画課長、広報課長、行政管理課長
	その他	政策経営部長、総務部長、区民部長、清掃環境部長、保健福祉部長、子ども家庭部長、都市整備部長、土木部長、教育委員会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、区議会事務局長、住宅課長、都市開発課長、情報管理課長
公開の可否	公開	
非公開・一部公開の 場合は、その理由	開会 議事 （1）基本計画の体系について （2）基本構想審議会の部会設置及び今後のスケジュールについて （3）その他	
会議次第		

1. 開会

事務局： 只今より第9回基本構想審議会を開催する。なお本日、岸井隆幸委員、坂本和彦委員、宮崎牧子委員、粕谷一稀委員、高橋明宏委員、西沢健委員からは、所要のため欠席との連絡を頂いている。それでは森田会長お願いします。

2. 議事

- （3）基本計画の体系について
- （4）基本構想審議会の部会設置及び今後のスケジュールについて
- （5）その他

森田会長： 本日は多忙のところ出席頂き、ありがとうございます。初めての方もいらっしゃるかと思うが、よろしくおねがいします。本年2月、基本構想答申の審議会以来であるが、この間、区では選挙や人事異動があった関係で委員や出席する職員も変更しているので、後程紹介する。前回の審議会から若干、間

があいたが、本日から基本計画の審議に入るので、委員の協力をお願いしたい。今回の統一地方選挙に伴い、議会推薦の委員が変わったので、各委員から一言ずつ自己紹介をお願いしたい。順番は議長の特権ということで私から見て右手の金井委員から簡潔に自己紹介をお願いしたい。

金井委員：これまで日程が合わない関係でかなり欠席をして申し訳ない。今後はなるべく努力して、少しでもお役に立てればと思っている。

渋谷委員：立教大学の渋谷と申します。専攻は憲法で、地元の大学の構成員としての発言をしたいと考えている。

恒吉委員：東京大学の恒吉と申します。教育社会学、国際比較学を専攻している。

四阿委員：一般公募で応募し、ここに参加している四阿と申します。主婦で、豊島区に住んで23年、子育てをここで三人ほとんどを終えたような状態である。私達の高齢化に伴って、よい豊島区にしてほしいという切実な思いから応募したので、勉強していくつもりである。

伊藤委員：中学・高校・大学と教員をし、今も私立で教えている伊藤と申します。区には区史編纂委員として関わり、文化財の方にもずっと関わってきている。

三井委員：三井と申します。公募で参加しており、教育相談、カウンセリングを仕事にしている。

水島委員：豊島区助役の水島と申します。

今村委員：収入役の今村と申します。

二ノ宮委員：教育長の二ノ宮と申します。

小林ひ委員：区議会委員の小林ひろみと申します。日本共産党所属で、今回当選して3期目である。

木下委員：区議会の木下と申します。公明党に所属し、小林ひ委員と同じ3期目である。

小林と委員：区議会議員の小林俊史と申します。今回から参加しており、以前は大谷洋子がこの委員であったが、今回から私に変わる。

本橋委員：自民党の本橋弘隆と申します。前回に引き続いて今回も基本構想審議会の委員を拝命した。また発言をさせていただきたい。

中田委員：区議会議員の中田と申します。今回初めて当選し、基本構想審議会の委員になった。積極的に発言したいと考えている。

森田会長：ありがとうございました。それでは2月の基本構想答申後の動きとあわせ、区側の出席者を事務局から紹介して頂きたい。

事務局：新たに委員になった3名の委員には区長からの委嘱状を机上に用意している。それでは2月6日の基本構想の答申からの動きについて報告をする。2月の審議会でも区長に答申をいただいた基本構想は、本年第1回区議会の定例会議に議案として上程され、3月19日に議決を頂いたところである。内容については、2月に当審議会から答申を頂いた内容と同じものである。4月の人事異動に伴って区側の出席者も変わっているので、改めて紹介する。私の隣から小野政策経営部長、山木総務部長、大沼区民部長代理大戸課長、斎藤商工担当部長、河原清掃環境部長、川向保健福祉部長、高橋池袋保健所長、大門子ども家庭部長、上村都市整備部長、増田土木部長、森教育委員会事務局次長、横田選挙管理委員会事務局長、島本監査委員事務局長、岡田区議会事務局長。幹事として出席している課長級の職員を紹介する。郡司企画課長、

横田財政課長、岡田行政管理課長、岡本広報課長、園田区有財産活用担当課長、齋藤住宅課長、以上である。

森田会長： それでは議事に入る。最初の議題は基本計画の体系についてである。先に答申した基本構想をより具体化するために基本計画の柱をどのようにするか。それでは関連する議事について事務局から説明をお願いします。

事務局： 「未来へ ひびきあう 人 まち・としま」これを将来像とする基本構想である。「あらゆる主体が参画しながらまちづくりを実現していく」、「安心して住み続けられる、心のかよいあう、みどりのまちを創造する」、「魅力と活力にあふれるにぎわいのまちをめざす」、「伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまちをめざす」、この新たな基本計画はこの4つの基本方針によって構成されている。1つ目の基本方針には「区民等の参画の推進」、「新たな区制運営システムの確立」という2つの枝がある。また、2つ目の基本方針の柱に、「すべての人が地域で共に生きていけるまち」、「子どもを共に育むまち」、「多様なコミュニティがあるまち」、「みどりのネットワークを形成する環境のまち」、「人間優先の基盤が整備された、安心、安全のまち」、これら5つの枝がついている。3つ目の柱には「首都圏の顔としてさまざまな機能が集積するまち」、「魅力と活力のあるまち」、4つ目の柱は3つの枝、「個性が醸成される彩り豊かなまち」、「文化に触れ、文化と共に発展するまち」、「芸術文化都市として発展するまち」がついている。基本方針の1つめ、「あらゆる主体が参画しながらまちづくりを実現していく」については基本計画体系全てに共通する主旨であるので、これを横系に通す考え方である。それに対して、基本方針の2つ目の柱「安心して住み続けられる、心のかよいあう、みどりのまちを創造する」、3つ目の柱「魅力と活力にあふれるにぎわいのまちをめざす」、4つ目の柱「伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまちをめざす」を基本計画の縦系として、基本計画の体系を作っている。「安心して住み続けられる、心のかよいあう、みどりのまちを創造する」には5つの枝があるがこの部分は枝をそのまま柱に、3つ目の基本方針の柱、4つ目の基本方針の柱はそのまま柱として、基本計画の新たな体系の案を作っている。以上である。

森田会長： 資料の説明が終了したので、審議をお願いしたい。

Q委員： 事前に資料を頂いた時はこの図の意味がわからず、改めて説明して頂き理解した。基本計画の分野としては、「安心して住み続けられる、心のかよいあうみどりのまちを創造する」分野1～5と、「魅力と活力にあふれるにぎわいまちをめざす」と、「伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るをめざす」と、この分野に沿って具体的に何をやっていくかを考えていくという説明であるのか。もう少しはっきり説明して頂きたい。

事務局： 基本的にこの基本計画には、体系が7つある。7つの体系の下に政策の枝があり、それぞれの政策の下には施策がある。さらにそれぞれの施策の下には事務事業があり、いわゆるツリー構造になっている。縦の7つの柱については基本計画の7つの柱であり、今後それぞれの7つの柱に政策、施策、事務事業ができてくるということである。

Q委員： 横系であるが、全体に区民等の参画を推進していくということをお願いしていく

ということで、横系になっているのはわかるが、「新たな区政運営システムの確立」については、基本構想等の審議会では議論されてきたのか。その点が不明なので説明していただきたい。

事務局： 基本構想の冊子の11頁に、基本方針の1つ目として、「あらゆる主体が参画しながらまちづくりを実現していく、参画と協働のシステム構築」が基本方針としてある。この基本方針に対して、目指すべき方向として、13頁の柱、「あらゆる主体に参画しながらまちづくりを実現していくまち、「区民等の参画の推進、新たな区政運営システムの確立」と記載されている。「新たな区政運営システムの確立」については、3つの枝がついている。「政策、施策の実施にあたって、社会の変化や区民の生活観等に柔軟に対応できる体制の整備」、「区民の立場から見た成果を重視し、真に区民が必要とする施策を優先的に実施していく」、「財源確保の取組みを行い、財政運営基盤の強化をしていく」ことは、基本構想審議会の中で審議を頂き、この3つが「新たな区政運営システムの確立」としてまとまっている。

N委員： 第1回目の定例議会の期間中、基本計画を補完する計画として、例えば産業振興計画、観光振興プラン等をいただいたが、この後どんな補完する計画ができるのか、ある程度知らされた方が委員にとって好ましいと考えているが、その点を資料でなぜ落としているのか、ご説明いただきたい。

事務局： 基本構想を実現するための具体的な計画は、今後、審議頂く基本計画であるが、産業振興、観光の問題等については、それぞれ分野別の計画を所管部局で作成している。今回の基本計画の見直し作業に伴い、それぞれの分野別計画も見直し作業に入っている。次回の審議会の時には、それぞれの分野での補完計画、そのスケジュールの見直しなどを示した資料を用意する。

Q委員： 基本構想策定時に、自治基本条例を作るということを組み込んでいるが、この基本計画を策定するにあたって自治基本条例との関係はどうするのか。また、これまでに区が、前回の基本構想の段階で策定した計画、条例はすべて無効として改めて策定するのか。これらをこの基本計画を策定していく段階で考えていくのか。

事務局： 自治基本条例については、区民が参画する自治基本条例の研究会を立ち上げたいと考えている。今年度一杯、研究会で検討し、その報告書を取りまとめる。来年度については、区民が参画する幅広いワークショップ形式の検討を考えており、基本計画のスタートである平成17年度に合わせる形で、自治基本条例の制定に取り組む考えである。また、基本計画とその他の条例・計画の関係であるが、基本計画はあくまでも計画であり、基本計画を新たに策定するにあたって、今までの条例をすべて新たにすることはない。計画と自治基本条例、他の条例というのは必ずしも整合しない形になっている。

Q委員： 若干混乱したが、最初は自治基本条例をどのように、いつまでに策定するのかという質問であった。もう一つは、既存の条例ではなく、既存の計画と今後の計画との関係、そして新たに策定する計画について、基本計画の中で審議をしていくのかという質問である。

事務局： 補完計画には、地域福祉計画など様々な計画がある。基本的には、基本計画の見直しのスケジュールにあわせ、他の補完計画も見直しを行っている。し

かしながら、法律で決められている計画があり、例えば、高齢者の計画、介護保険の計画であるが、これらは法律で年限が決まっており、必ずしも基本計画の策定スケジュールと合わない部分がある。しかしながら基本計画が策定された後、次期の補完計画の改訂時期には、基本計画の考え方を踏襲して見直しを行っていくことで整合性を図っていく。

森田会長： 前の基本構想の体系に比べ、横軸、縦軸という形で少し立体的な形で全体の体系が示されている。特にこの原案の通りで異議がないようであれば、決定させていただく。よろしいか。ありがとうございます。それでは次の議題に移る。部会の設置と今後のスケジュールについて、審議をお願いしたい。関連する資料について事務局より説明をお願いします。

事務局： 審議会への部会設置、スケジュールをあわせて説明する。基本構想審議会の部会設置案の資料を見て頂きたい。部会設置の考え方であるが、趣旨として、基本計画の策定に係る審議については部会を設置し、部会は2つ設置するという考え方である。それぞれの部会の委員であるが、会長と区職員を除く委員は、いずれかの部会に属する。会長と区職員の委員は、両方の部会に属する。部会には部会長を置く。部会設置の理由としては、分野ごとの専門的な見地から議論を深めつつ、審議を効果的・効率的に進めるためである。根拠条例は、東京都豊島区基本構想審議会条例第8条の規定により、審議会に部会を置くことができると規定されている。この条例8条をもって、部会を設置する。続いて、部会の分け方である。第1部会、第2部会と仮に呼ぶが、第1部会については、暮らしのサービスに関わるものを対象分野として考えている。主な審議対象分野として、福祉、教育、子ども家庭、コミュニティと考えている。基本計画の体系で考えると、「全ての人が地域で共に生きていけるまち」、「子どもを共に育むまち」、「多様なコミュニティがあるまち」が第1部会である。一方、第2部会は、まちづくりの視点での対象分野を考えている。環境、都市基盤整備、まちづくり関係、あるいは産業振興、文化振興、国際交流を考えている。基本計画の体系で考えると、「みどりのネットワークを形成する環境のまち」、「人間優先の基盤が整備された安心・安全のまち」、「魅力と活力にあふれるにぎわいのあるまち」、「伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまち」が第2分野である。なお、基本計画の体系の横系の部分、「区民等の参画の推進」、「新たな区政運営システムの確立」については、それぞれ第1、第2部会で審議を頂く。続いて、今後のスケジュールであるが、まず全体会を2回開き、その後、第1部会、第2部会に分かれ、それぞれ3回ずつ審議を頂く。その後、11月中旬を想定しているが、第11回の基本構想審議会の全体会がある。ここで各部会からの報告、意見交換、あるいは共通課題について審議頂くことを想定している。その後、再び部会に分かれ、政策目標、施策目標、計画期間内の事業の関係等について、それぞれ3回ずつ審議を頂く。その後、3月上旬を想定しているが、第12回基本構想審議会全体会がある。ここでは部会からの報告、意見交換、共通課題について審議頂く。第13回、第14回で基本計画の素案について審議頂き、その後、パブリックコメントで区民の意見を頂戴し、また住民説明会等も開催し、第15回審議会において、基本計画素案の修正、基本計画

案の審議を頂き、第16回、9月下旬で基本方針の答申を頂くというスケジュールを考えている。説明は以上である。

森田会長： 部会の設置とスケジュールについて合わせて説明したが、まず、部会の設置及び部会の分け方について審議頂きたい。基本構想の方は急いで策定したが、基本計画の方はしっかりと策定しなければならない。そのために十分な期間を用意している訳であるが、効率的に審議を進めるためには、部会という仕組みが効率的で望ましいのではないかと考えているがいかがか。

〇委員： 第1部会でコミュニティという分野を分けているが、コミュニティという分野について、どういう範囲を想定しているのか教えて頂きたい。

事務局： 当然のことながら、第2部会についても、コミュニティという部分も対象になってくるかと考えている。コミュニティに関しては、第1部会とはっきり示すべきか悩むところがある。

〇委員： あまり細かく限定しないという形であるにしても、第2部会では入っていない部分で、第1部会で審議するコミュニティというものについては、明確にしておく必要があるのではないかと。さもないと、審議の対象にならないものがでてしまうのではないかと。また、各部会において審議をするうえで、基本となる政策の評価基準を1つ1つ見直すことが、基本計画の見直しにつながると私は考えている。各分野ごとに今までの数値や評価基準とは違った視点で新しい計画を策定するという姿勢が、最初に求められるのではないかと。各部会で枝葉の部分を決める前に、今の政策評価について、もう一度見直すことを求めたい。まず1点目は、評価基準の見直しを部会の中ですべきということ、もう1つは、コミュニティという範囲についてもう少し明確に説明を頂きたい。

森田会長： 質問の趣旨がよく把握できなかったが、政策評価の基準を見直すというのは、これまでに政策評価の基準が存在していて、それについて計画を立てる際、見直すという主旨か。

〇委員： そういう主旨である。例えば、緑被率という既存の指標を用いて、再び同じような基本計画を策定するのか、それとも時代にあわせて、計画を作る前に、評価基準に対しても少し見直しをしていくのか。例えば、緑被率だけではなく、豊島区の現状や土地の面積、置かれている環境も含めて、元々の基礎資料の見直しを部会で取り組むのか。さもないと、前回の基本計画と同じ視点で今度の計画も策定することになってしまうのではないかと。基本構想の中では、区民参画、新しい区政運営システムなどの話がでていたが、今後具体的な政策に落とす際、その評価のもとをどこから始めるのかを、部会の分野の中で、話す必要があるのではないかと。

政策経営部長： それぞれの政策について具体的目標を置いて、区を運営していく姿勢を示す必要はあると考えている。それは分野別の計画の中で示すものもあり、過去の基本計画の中で示すものもある。指標も時代と共に変わっているものもあるが、全てのデータを1つ1つ、部会の中で見直すことは、時間的にも難しいと考える。従って、重点的に是非見直すべきものについては、議論をしたいと考えている。また、それと合わせ、行政評価も区の内部で行っている。これは内部での評価であるため、一本の価値観で評価するという段階までは

至っていないが、それらも合わせて示しながら、区が求めている目標、数値が適当であるのかという議論も合わせて行っていただきたい。

事務局： コミュニティの関係であるが、基本構想の冊子の14ページに「安心して住み続けられる、心のかよいあう緑のまち」がある。この3つめの枝に、「多様なコミュニティがあるまち」がある。第1部会では、この3つめの「多様なコミュニティがあるまち」という部分を審議して頂くと考えている。例えば、安心・安全のまちを作り上げていくためには、当然のことながら地域でのコミュニティも必要である。その場合、第2部会でも関わる部分については審議頂きたい。

N委員： 部会の設置も2つの部会を設置することにも納得した。しかし、その中で審議対象の奪い合いがあってはいけないと考えている。例えば、スポーツ振興は、出雲市にいくと文化企画部が扱っている。豊島区では教育委員会が担当しているため、第1部会に属するかと考えられるが、文化振興とスポーツ振興をセットで考えると、第2部会で審議すべきではないかと考えられる。また、健康作りの面で捉えると、福祉の面であることから、第1部会でやるのが考えられる。第1部会、第2部会においてしっかりと納得のいく説明で審議が行われていくことを望んでいるが、他方で、審議分野の奪い合いはないほうが望ましいと考えている。スポーツと健康作りの2点に絡めて、説明していただきたい。

政策経営部長： 確かに、行政においても課毎、部間で分けられない問題が多々ある。現在は、組織の中では共同で仕事を進めることができるが、部会の中では審議が中途半端になる、奪い合いになる、逆に遠慮してしまうということがあってはならない。そこで、具体的な事例が発生した際に、それまでの審議の流れの中で一定の整理をしたいと考えている。

Q委員： 例えば、「人間優先の基盤が整備された安心・安全のまち」といえば、全ての人が地域で共に暮らしていけるまちと、結びついている部分がある。障害者がどこでもいけるようなまちづくりとなると、それはどちらで議論するのかとなる。そうではなく、両方の部会で自由に意見を戦わせ、うまく整合をはかるために改めてその問題については全員で審議するという形が相応しいと考えるがいかがか。

政策経営部長： 基本的に区民のライフステージが個々に区切れるということではない。区民の生活が一体的に考えられるというのが前提である。それぞれの審議の中で関連するところについては、幅広く議論し、事務局の方で一定の整理したいと考えている。

Q委員： 事務局で整理をするのではなく、全体の議論の場において一致させ、最後に事務局がまとめるべきである。

政策経営部長： そういう意味である。

Q委員： 現在の議題としては、部会の設置、部会の分け方、スケジュールと3つある。部会の分け方、部会の設置は納得である。スケジュールであるが、基本計画は、25年の基本構想に基づく10年間の計画であるが、そこには具体的に、例えば、財源、公共施設の再構築なども含んで計画を策定すると聞いているがどうなのか。

- 事務局： 例えば、公共施設の再構築の検討を行っているが、当然のことながら公共施設の再構築という問題に関しては、それぞれの施策、その上の政策レベルでの考え方を一定程度変えていかないとできないものだと考えている。従って、公共施設の再構築の考え方については、基本計画に盛り込んでいくということになる。また、厳しい財政状態が続いていくため、計画事業は、財政の裏付けを持った計画ということで考えている。
- Q委員： 計画を策定するにあたって大事なことは、いつまでにどこまでやるということだが、その計画が財政の問題だけに縛られ、予算がないので執行できないとはならないでいただきたい。将来像の「未来にひびきあう人・まち・としま」を作るために、区としてはこの計画を作り、これを執行すると宣言しないと計画とはいえない。他にも様々な計画が策定されているが、目標や数値が記載されていないものがある。これはまずいのではないか。具体的に事業を進めるためには、具体的な目標が必要であり、具体的な目標を策定するためには、区民のニーズを十分に聞いていく必要があると考えている。そこで、このスケジュールについて質問をしたい。以前のスケジュールは、今年の1月辺りに答申をだし、基本構想を3月の議会で決め、2004年の1月には、基本計画を作る計画になっていたと思うが、今回の案ではだいぶ時間を取って、2004年の9月頃までに答申を出そうということになっているが、この変更の意図を教えてください。
- 事務局： スケジュールであるが、基本構想を審議した第1回定例会に置いても基本計画の策定に当たっては十分に区民の意向を伺って策定するように意見が出ている。また、公共施設の再構築の関係であるが、この次の第3回の定例議会において、公共施設再構築の修正案を提出する予定である。公共施設の再構築は政策・施策の見直しということになるので、これまで考えていたスケジュールでは間に合わないという状況が生じたため、来年の9月頃に答申をいただくという修正案を提出させて頂いた。
- Q委員： 期限を決めて議論するのではなく、じっくり意見を出して十分に区民の意見を採り入れてやっていくことが大事で、それが最も求められていた基本構想では実行できなかったため、基本計画を策定の際には時間をじっくりとかけて、本当に何をやっていくのか考えるべきである。豊島区に住み続けられるように、安心して豊島区に住んでいられるようにという視点から、何をやっていくかを考えていただきたい。また、公共施設の再構築の問題は、まだ正式には議会でも報告されていないが、議会への説明についてはどうなっているのか。
- 企画課長： 区長の所信表明で、第2回定例会の冒頭に概略を少し話したが、全体の修正案については、この秋の第3回定例会を時期に示したい。議会には、今回の施設用地の特別委員会が設けられたので、この特別委員会を通じて説明をし、同時に全議員にも情報提供をしていきたいと考えている。
- Q委員： その後には、区民にも知らせて意見を募るのか。公共施設の再構築は素案が出て、区民の意見を聞いて、その修正案が9月に提出され、その後また区民の意見を聞いて、その段階でこの基本構想審議会にも案を示しながら、共に考えていくのか。

- 事務局： そのように考えている。
- Q委員： 期限を決めて急ぐのではなく、区民の意見が反映されるように、意見を採用入れるようにして頂きたい。パブリックコメントについても住民説明会についても、1回区民から意見が上がって、それは受け容れられないと終わってしまうのではなく、再度意見をもらい、区の方が訂正すべきものは訂正するというやりとりができる基本計画の策定をやっていただきたい。
- H委員： 部会を設置することは賛成だが、部会を選ぶことに悩んでいる。審議すべき内容が限定的、固定的でないという話があったが、記載されると囚われてしまう。私は教師を長くやってきたので、教育に関わる方に参加したいと考えているが、文化財の方も参加したいと考えている。例えば、江戸川乱歩の小説を筑摩書房が高等学校現代文の平成16年版教科書に採用した。エログロの作家、変態性の作家と言われながら教科書教材に江戸川乱歩の作品が載ったのである。これは文化というものと教育というものが分離した形で考えられないということを示している。部会を分けられてしまうと、限定的ではないと言われても、それにこだわってしまう。文化に関わる場所は、どちらで話し合ってもいいのではないかと考える。また、教育に関わる場所で、子どもと家庭という部分や伝統は切り離せないと考えている。分けにくいことも理解できるし、限定的ではないということもわかるが、もう少しはっきりしていただきたい。文化に関わる場所は、第1部会でも取り上げるとははっきり示していただきたい。
- 森田会長： 私の部会に対する理解の仕方は、専門的な見地から議論を深めつつ、審議を効果的・効率的に進めるためであり、それぞれの部会が縄張りを決めて、他をいっさい犯してはならないということではない。全員が集まって、順番に審議することは時間、手間暇がかかり、専門外のことについて発言頂くことも大変である。なるべく専門としている方にその部会に所属して頂き、両方に重なる場所は、両方で審議すればよいと考えている。その論点は、後に交流しながら、調整していくという仕組みでもよい。両方に所属して頂く方も何名か置く必要があると考えており、それぞれの別の部会にオブザーバーとして参加することもよいと考えている。そういう意味で、それぞれの分野間の相互調整と効率性の両方を追求する仕組みで部会を設置してはどうかと考えている。
- H委員： そういう主旨ならば納得である。
- 森田会長： 事務局もよろしいか。他にいかがか。
- L委員： この基本構想の体系図を枝にして落としていくと、最後は具体的なものになり、それを実現することが、区に担わされた使命である。しかし、中央省庁の仕事から分けてきた形の課のシステムでは対応しきれない問題が出てきた場合、それは心おきなく、気にせず検討してよろしいのか。
- 森田会長： それが地方自治ではないかと考えている。よろしいか。今申し上げたように、部会を設置させて頂きたい。また、前回の基本構想の時に議論したが、新しいメンバーもいるので、私の理解を繰り返させて頂く。あくまでも基本計画は計画であり、将来的にどういう豊島区を作っていくかということについて、基本構想が1つの方向を示したとすると、10年経ったときの望ましい社会

を描き、そして望ましい社会を創っていくためには、何をしなければいけないかを書いたのが計画である。何をするかということについては決めることができるが、それに要する財源を確保してくるということは計画の立てようが無い。設定した方向に向かって、何を優先していくか、何を重視していくかを、毎年の財政事情に応じて無秩序に施策を実施するのではなく、秩序立てた形で実施していくためのベースになるものが計画である。その了解はできているのと考えている。更に、もっと短い期間で具体的に何をしていくかを決めていくのが施策であり、実施計画ということになる。そういう意味では、計画であまり細かいことについて決めてしまうと、むしろ状況が変わった時、マイナスの効果を生みかねないと考えている。そのような位置づけで、基本計画を考えていくことを基本構想の時に了解頂いたところである。それでは、審議を進めたい。今申し上げた形で、効率的な審議を進めるためにこの2つの領域に問題を分けて部会を設置する。相互に交流、調整を行うことが前提であるが、部会を設置することを諮りたい。よろしいか。ありがとうございました。それではそのように決定させて頂く。2番目に、部会の分け方について諮りたい。先程、コミュニティ、教育、文化振興など、重なるところがあるのではないかという話があったが、重ならないように線を引くというのは大変難しいことである。そのため、関係のあるところは両方で審議、調整するというやりかたで進めたい。それでよろしいか。ありがとうございます。それでは原案通りにさせて頂く。次に、スケジュールであるが、基本構想の場合には区長からの要請もあり、少し急いで策定した。その意味で、基本構想では詰め切らなかったような部分も多々残っており、それは基本計画を作る時にしっかり審議をするという話であった。今回出された基本計画のスケジュールは、当初のスケジュールよりもかなり慎重な審議の時間がとられている。これでよろしいか。ありがとうございます。部会の設置と部会の区分けの仕方について決定を頂いた。これからは部会の中身の方について、特にメンバーについて、審議を頂きたい。設置構想審議会条例の第8条で、審議会に部会をおくことができると第1項にある。第2項では、部会の委員及び部会長は第3条に規定する委員の内から、会長が指名するという書き方をしている。従って、誰がどこに所属するというのは会長である私が決めることができるのだが、それぞれの委員については、これから相談させていただきたい。部会長については、私の方から指名をさせて頂きたい。よろしいか。まず、最初に部会長であるが、第1部会、福祉・教育など暮らしづくりとよくいわれる分野であるが、こちらは、金井委員にお願いしたい。第2部会、これは環境、都市基盤、まちづくりに関わることであるが、こちらは会長代理である渋谷委員にお願いしたい。よろしいか。ではそのようにさせていただく。それでは、他の委員にどちらの部会に所属していただくということであるが、希望を聞いて決める方法もあるが、それぞれの専門領域とバランスを考え私の方で原案を作成させていただいた。これについて、異議がある場合は調整させていただくというやり方をさせて頂きたい。先程も申しあげたが、お互いの相互乗り入れも可能であるということをも前提とする。素案には、それぞれの方を配置したが、私と区の職員は双方に出席する。人数、

バランス、その他を考慮したが、本日欠席の委員もいるので、その方が異議を申しした場合、再度調整が必要であるが、この部会構成でいかがか。

Q委員： 私自身は構わないが、欠席している委員が心配である。人数的にバランスをとっているのに、異議があつて移動がある場合、別の委員が移動するのか。それから、会長からオブザーバー参加の話があつたが、実際どのように行うのかははっきりさせておかないと、参加しにくいのではないか。

森田会長： 指摘の通りである。しかし、どの部会に属するかという指名権限は私にある。欠席の方については意向を聞いて、どうしても異議があれば、私と事務局で調整する。その場合、他の委員の移動して頂く場合もある。決まり次第、事務局から連絡をするがよろしいか。ありがとうございました。本日予定されていた主要な事項はこれで終了である。最後に事務局から連絡事項がある。

事務局： 資料の「区民ワークショップの提案」は、3月27日に、区民ワークショップから、高野区長に提案頂いたものである。具体的な説明については、それぞれ部会に入った時に細かく説明するが、特徴的な部分にふれたいと考えている。まず、1頁目、第1分野である。こちらでは、福祉、健康、子供家庭の分野について、提案を頂いている。4頁目には、「地域で暮らすための支援体制づくり」の重点事業として、「要介護高齢者、引きこもり高齢者などを地域で支える組織の設立」、「安心して地域で暮らすための暮らし安心110番の設立」という提案を頂いている。また7頁には、「子どもにとって、心やすらぐ育ちの場づくりという」の重点事業として、「豊島子どもの権利条例づくり」、「住民の自主管理による遊び空間・居場所づくり」という具体的な提案を頂いている。9頁以降が第2分野、環境、防災、まちづくりの分野である。12頁には、「区民参加型のまちづくりの実践体制の確立」の重点事業として、「区民提案型まちづくり活動の実験事業」という具体的な提案を頂いている。17頁目には、「地域の安全・安心を守る総合的な体制づくり」の重点事業として、「安心・安全総合対策窓口の設置事業」、「安心・安全モデル地域事業」という提案を頂いている。23頁以降が第3分野の提案である。生活・文化・教育の分野である。26頁には、「区民同士の総合生活支援のしくみをつくる」の主な取組みとして、「エコマネーなど独自の報酬制度による人材活用システムの構築、豊島区エコマネーシステムの導入」という具体的な提案を頂いている。33頁には、「区民が生み出した文化を全国に向けて発信する」の主な取組みとして、「庶民文化データシステムの構築」、「区民が生み出した新たな生活様式、コミュニティビジネスの支援を通じた豊島ブランドの育成」、「文化直売所」という具体的な提案を頂いている。それでは、連絡事項を何点かお願いしたい。まず、次回の審議会の日程は、7月23日水曜日午後6時30分からの開会を予定している。後日、開催通知については郵送をさせていただく。また、机上に明後日に開かれる基本構想策定記念シンポジウム開催のチラシを置いてある。当日は本審議会の会長である森田会長に基調講演をお願いしている。第2部として、パネルディスカッションを予定している。連絡事項は以上である。最後であるが、本日の退会は、エレベーターで地下1階まで降り、夜間窓口から退席をお願いしたい。連絡事項は以上である。

- Q委員： 事務局に何うが、今後、部会形式になった場合、自分の所属していない部会の日程は、連絡頂けるのか。それとも、ホームページ等に公開されるのか。
- 事務局： 部会に分かれてからの日程であるが、それぞれの委員は、違う部会についても出席することが可能であるので、全委員にそれぞれの部会のスケジュールについては案内する。また、当日使用した資料、議事概要についても全員の委員に共有していただくように考えている。
- 森田会長： よろしいか。それでは、本日は長時間にわたり審議を頂きありがとうございました。これをもって、本日の審議会を閉会とする。

閉会

会議の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部会の設置及び分け方について了承 ・ しばらく部会に分かれて分野別に審議
提出された資料等	<p>9-1 基本計画の体系について 豊島区基本構想体系図</p> <p>9-2-1 基本構想審議会の部会設置（案）</p> <p>9-2-2 部会の分け方（案）</p> <p>9-2-3 豊島区基本構想新議会審議スケジュール（案）</p> <p>9-3 区民ワークショップの提案（基本計画編）</p>
その他	